

青森県報

第三千二百九十一号

平成二十二年
九月二十一日
(火曜日)

目次

告示

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の
変更の届出……………(障害福祉課) ……一

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情
システム課) ……一
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県
民生課) ……二

右 同……………(同) ……二
建設業者の許可の取消し……………(東青地
民局) ……三

右 同……………(同) ……三
右 同……………(中
南地局) ……三

右 同……………(三
八地
民局) ……四

右 同……………(同) ……四

告示

青森県告示第六百十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次の

とおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名	所在地	変更年月日
アップル調剤薬局	五所川原	五所川原市字下り枝一四の一	五所川原市中央四丁目六一	平成三〇・六

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年八月十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

三千十万七千四百四十八円

七 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十二年七月七日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年八月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県教師力向上支援サークル

三 代表者の氏名

一戸 佐登史

四 主たる事務所の所在地

青森市小柳六丁目六の三シティハイム小柳二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の教育関係者、保護者及び児童生徒等に対して、子どもの健全育成を図るうとする精神のもと、授業技量及び教育技術向上のための研修会、各種体験教室、教育や子育てに係る情報提供サービス等の支援事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年八月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人そよかぜ

三 代表者の氏名

大西 のり子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字長苗代字幕ノ内九の二

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する障害者に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年八月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リングサイト

三 代表者の氏名

工藤 大

- 四 主たる事務所の所在地
青森市勝田一丁目八の二二
- 五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の一般市民、団体及び行政に対して、国民共有の貴重な歴史的財産である文化財の調査・研究、記録保存の支援、情報提供等に関する事業を行うことにより、文化財の保存・活用及び文化財保護思想の向上を図るとともに、地域の社会教育や学校教育への文化財の活用を貢献することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三上重機
- 二 代表者の氏名 三上 好美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一六〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第八七七〇号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年八月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社柿崎工匠
- 二 代表者の氏名 柿崎 光行
- 三 主たる営業所の所在地 青森市幸畑五丁目二四の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七五五四号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年七月二十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社斎藤設備
- 二 代表者の氏名 斎藤 實
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字門外一丁目一七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七六五二号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八戸設備株式会社

二 代表者の氏名 荒沢 重治

三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一九の三三

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第一四七二号

五 取消年月日 平成二十二年八月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月十三日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八戸設備株式会社

二 代表者の氏名 荒沢 重治

三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一九の三三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一四七二号

五 取消年月日 平成二十二年八月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、機械器具設置、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月十三日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭